



栃木県公報

令和 5 (2023) 年
3 月 31 日 (金)
号 外
第 16 号

目 次

教育委員会

○栃木県公立学校職員給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則の制定	1
○栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則の制定	7
○博物館の登録に関する規則の制定	8
○教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部改正	11
○県立学校管理規則の一部改正	15
○栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則等の一部改正	16
○栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正	32
○栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正	33
○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正	33
○栃木県文化財保護条例施行規則等の廃止	34
○職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部改正	34
○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正	36
○栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正	44

教育委員会

栃木県教育委員会規則第 4 号

栃木県公立学校職員給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第9条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第22項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第20項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第7号。以下「初任給規則」という。）第2条第6号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規

定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

- (6) 初任給基準異動 給与条例第6条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第9から別表第12の2までに定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (9) 上限額 給与条例第7条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
（給与条例附則第22項の教育委員会規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第22項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - エ 異動日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第24項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員 教育委員会が人事委員会と協議して定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第24項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に

100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員 教育委員会が人事委員会と協議して定める額

- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第25項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場

合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - (4) 降任等相当転任日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第25項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第20項の規定により当該職員が

受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第5号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第25項の規定による給料の支給）

第10条 初任給規則第6条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第20項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を

乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。
 - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第6条第5項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員（この規則により難い場合の措置）

第11条 給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給に関し必要な事項は教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（総務課）

栃木県教育委員会規則第5号

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例（令和4年栃木県条例第38号。以下「条例」という。）に基づき、栃木県立みかも自然の家（以下「みかも自然の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（休所日）

第2条 みかも自然の家の休所日は、設けないものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたとき又は条例第11条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めた場合であらかじめ教育委員会の承認を得たときは、臨時に休所することができる。

（許可の申請）

第3条 条例第4条の許可を受けようとする者は、みかも自然の家を利用しようとする日の1か月前までに指

定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請の手続は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て別に定める。

(遵守事項)

第4条 条例第9条の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募金活動その他これに類する行為及び物品の販売等の行為を行わないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (4) その他指定管理者の指示事項に従うこと。

(職員の立入り)

第5条 指定管理者は、みかも自然の家の管理のため必要があると認めるときは、現に利用されている施設に職員を立ち入らせることができる。

(滅失等の報告)

第6条 みかも自然の家の施設（附属設備及び備品を含む。）を滅失し、破損し、又は汚損した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(利用料金の公告)

第7条 教育委員会は、条例第13条第2項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、みかも自然の家の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第6号

博物館の登録に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年栃木県教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第12条第1項の登録申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(審査基準)

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までの基準は、栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものとする。

(登録要件の調査)

第4条 教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の申請に係る審査を行うに当たり、その適正を期するため必要があると認めるときは、実地調査を行うことができる。

(登録の実施等)

第5条 法第14条第1項の博物館登録原簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 教育委員会は、博物館の登録をしたときは、別記様式第3号による博物館登録証を当該登録の申請をした者に交付するものとする。

(変更の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による届出は、別記様式第4号により行うものとする。

(定期報告)

第7条 法第16条の規定による報告は、毎事業年度経過後3月以内に行わなければならない。

(博物館の廃止)

第8条 法第20条第1項の規定による届出は、別記様式第5号により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

申請者

住所

名称及び代表者の氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添付して申請します。

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	
博 物 館 の 名 称 及 び 所 在 地	

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登録番号	第 号		
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所				
博 物 館 の 名 称 及 び 所 在 地				
備 考				

別記様式第 3 号（第 5 条関係）

登録番号

博物館登録証

博 物 館 の 名 称

博物館の所在地

登 録 年 月 日

設 置 者 の 名 称

設 置 者 の 住 所

博物館法第14条の規定により登録されたことを証する。

年 月 日

栃木県教育委員会

別記様式第 4 号（第 6 条関係）

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

設置者

住所

名称及び代表者の氏名

博物館法第15条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項 の 種 別	変 更 事 項 の 内 容		変 更 の 理 由
	変更年月日	変更事項	

別記様式第 5 号 (第 8 条関係)

博物館廃止届出書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

設置者

住所

名称及び代表者の氏名

博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	
博 物 館 の 名 称 及 び 所 在 地	
登 録 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

(生涯学習課)

栃木県教育委員会規則第 7 号

教育関係職員の服務の宣誓に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

栃木県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理

教育関係職員の服務の宣誓に関する規則等の一部を改正する規則

(教育関係職員の服務の宣誓に関する規則の一部改正)

第 1 条 教育関係職員の服務の宣誓に関する規則 (昭和26年栃木県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(宣誓書の取扱) 第 3 条 略 2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には高校教育課長が、その他の職員である場合には教育政策課長が、それぞれ	(宣誓書の取扱) 第 3 条 略 2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には高校教育課長が、その他の職員である場合には総務課長が、それぞれ

整理保管するものとする。

整理保管するものとする。

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第2条 栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和33年栃木県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
(課、室及び担当) 第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる担当を置く。 <table> <tr> <th>課 室 名</th><th>担 当 名</th></tr> <tr> <td>教 育 政 策 課</td><td>企画調整担当 _____、高校再編推進担当</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>学 校 安 全 課</td><td>_____学校安全担当、児童・生徒指導担当</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>特別支援教育課</td><td>企画推進担当、インクルーシブ教育推進担当</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>健 康 体 育 課</td><td>学校保健・給食担当、体力向上・部活動改革担当</td></tr> </table> 2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。 <table> <tr> <th>課 名</th><th>室 名</th></tr> <tr> <td>教 育 政 策 課</td><td>教育D X推進室、人権教育室</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> (教育政策課の分掌事務) 第3条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) 教育D Xに関すること。 (17)～(22) 略 (学校安全課の分掌事務) 第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。	課 室 名	担 当 名	教 育 政 策 課	企画調整担当 _____、高校再編推進担当	略		学 校 安 全 課	_____学校安全担当、児童・生徒指導担当	略		特別支援教育課	企画推進担当、インクルーシブ教育推進担当	略		健 康 体 育 課	学校保健・給食担当、体力向上・部活動改革担当	課 名	室 名	教 育 政 策 課	教育D X推進室、人権教育室	略		(課、室及び担当) 第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる担当を置く。 <table> <tr> <th>課 室 名</th><th>担 当 名</th></tr> <tr> <td>総 務 課</td><td>企画調整担当、教育政策担当、I C T教育推進担当、高校再編推進担当</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>学 校 安 全 課</td><td>保健・給食担当、学校安全担当、児童・生徒指導担当</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>特別支援教育室</td><td>特別支援教育担当</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td><td>総務担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当</td></tr> <tr> <td>文 化 財 課</td><td>保護担当、調査担当、杉並木保護担当</td></tr> </table> 2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。 <table> <tr> <th>課 名</th><th>室 名</th></tr> <tr> <td>総 務 課</td><td>_____人権教育室</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td><td>競技力向上対策室</td></tr> <tr> <td>文 化 財 課</td><td>世界遺産登録推進室</td></tr> </table> (総務課の分掌事務) 第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) 学校教育の情報化に関すること。 (17)～(22) 略 (学校安全課の分掌事務) 第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 保健及び給食の関係職員に対する指導及び助言に関すること。 (2) 保健及び給食の施設及び設備に関すること。 (3) 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。	課 室 名	担 当 名	総 務 課	企画調整担当、教育政策担当、I C T教育推進担当、高校再編推進担当	略		学 校 安 全 課	保健・給食担当、学校安全担当、児童・生徒指導担当	略		特別支援教育室	特別支援教育担当	略		スポーツ振興課	総務担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当	文 化 財 課	保護担当、調査担当、杉並木保護担当	課 名	室 名	総 務 課	_____人権教育室	略		スポーツ振興課	競技力向上対策室	文 化 財 課	世界遺産登録推進室
課 室 名	担 当 名																																																		
教 育 政 策 課	企画調整担当 _____、高校再編推進担当																																																		
略																																																			
学 校 安 全 課	_____学校安全担当、児童・生徒指導担当																																																		
略																																																			
特別支援教育課	企画推進担当、インクルーシブ教育推進担当																																																		
略																																																			
健 康 体 育 課	学校保健・給食担当、体力向上・部活動改革担当																																																		
課 名	室 名																																																		
教 育 政 策 課	教育D X推進室、人権教育室																																																		
略																																																			
課 室 名	担 当 名																																																		
総 務 課	企画調整担当、教育政策担当、I C T教育推進担当、高校再編推進担当																																																		
略																																																			
学 校 安 全 課	保健・給食担当、学校安全担当、児童・生徒指導担当																																																		
略																																																			
特別支援教育室	特別支援教育担当																																																		
略																																																			
スポーツ振興課	総務担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当																																																		
文 化 財 課	保護担当、調査担当、杉並木保護担当																																																		
課 名	室 名																																																		
総 務 課	_____人権教育室																																																		
略																																																			
スポーツ振興課	競技力向上対策室																																																		
文 化 財 課	世界遺産登録推進室																																																		

(1)～(9) 略

(10) 福利厚生の関係団体に関すること。

(11) 略

(12) その他 学校安全及び福利厚生に関すること。

(義務教育課の分掌事務)

第6条 義務教育課の分掌事務（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(17) 略

(高校教育課の分掌事務)

第7条 高校教育課の分掌事務（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(21) 略

(特別支援教育課の分掌事務)

第8条 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(生涯学習課の分掌事務)

第9条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(19) 略

(20) 栃木県立みかも自然の家に関すること。

(21)・(22) 略

(健康体育課の分掌事務)

第10条 健康体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 保健、給食及び体育の関係職員に対する指導及び助言に関すること。

(2) 学校保健及び学校体育の教育課程に関すること。

(3) 保健及び給食の施設及び設備に関すること。

(4) 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。

(5) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

(6) 保健及び給食の関係団体に関すること。

(7) 小中学校等及び県立学校の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関すること。

(8) 幼児、児童及び生徒の体力の保持及び増進に関すること。

(4) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

(5)～(13) 略

(14) 保健、給食及び福利厚生に関すること。

(15) 略

(16) その他保健、給食、学校安全及び福利厚生に関すること。

(義務教育課の分掌事務)

第6条 義務教育課の分掌事務（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(17) 略

(高校教育課の分掌事務)

第7条 高校教育課の分掌事務（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(21) 略

(特別支援教育室の分掌事務)

第8条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(生涯学習課の分掌事務)

第9条 生涯学習課の分掌事務（スポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(19) 略

(20) 栃木県立美術館及び栃木県立博物館に関すること。

(21)・(22) 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第10条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生涯スポーツの振興に関すること。

(2) スポーツ関係団体に関すること。

(3) スポーツ選手の育成強化に関すること。

(4) スポーツ指導者の育成等に関すること。

(5) 小中学校等及び県立学校の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関すること。

(6) 体力の保持及び増進に関すること。

(7) 栃木県スポーツ推進審議会に関すること。

(8) スポーツ施設等の整備（施設課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(9) 栃木県体育館、栃木県立県南体育館及び栃木県立県北体育館に関すること。

(10) 栃木県立日光霧降アイスアリーナに関すること。

(9) その他保健、給食及び体育に関すること。

第11条 略

(幹事課)

第12条 略

2 幹事課は教育政策課とする。

第13条～第15条 略

(室長)

第16条 課内室に室長（第14条に規定する室長を除く。）を置く。

2 略

第17条・第18条 略

(役付職)

第20条 第13条から第17条まで及び前条に規定する職（次条において「役付職」という。）は、指導主事、事務職員、技術職員又は社会教育主事をもって充てる。

(教育事務所の分掌事務)

第23条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(11) 栃木県グリーンスタジアムに関すること。

(12) 栃木県立温水プール館に関すること。

(13) 栃木県総合運動公園北・中央エリアに関すること。

(14) 栃木県総合運動公園東エリアに関すること。

(15) 栃木県ライフル射撃場に関すること。

(16) とちぎスポーツ医科学センターに関すること。

(17) 公益財団法人栃木県スポーツ協会に関すること。

(18) その他スポーツの振興に関すること。

(文化財課の分掌事務)

第11条 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文化財の保護に関すること。

(2) 古式銃砲又は刀剣類の登録に関すること。

(3) 栃木県文化財保護審議会に関すること。

(4) 文化財保護法に基づく管理団体に関すること。

(5) 世界遺産の登録の推進に関すること。

(6) 栃木県埋蔵文化財センターに関すること。

(7) 公益財団法人日光杉並木保護財団に関すること。

(8) その他文化財に関すること。

第12条 略

(幹事課)

第13条 略

2 幹事課は総務課とする。

第14条～第16条 略

(室長)

第17条 課内室に室長（第15条に規定する室長を除く。）を置く。

2 略

第18条・第18条の2 略

(役付職)

第20条 第14条から第18条まで及び前条に規定する職（次条において「役付職」という。）は、指導主事、事務職員、技術職員又は社会教育主事をもって充てる。

(教育事務所の分掌事務)

第23条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

<u>(14)～(18)</u> 略 2 略	<u>(14) 文化財の活用及び保存についての調査及び報告に関すること。</u> <u>(15)～(19)</u> 略 2 略
---------------------------	---

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第 3 条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(専決) 第 3 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。 (1)～(14) 略 <u>(15)～(20)</u> 略 2・3 略	(専決) 第 3 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。 (1)～(14) 略 <u>(15) 文化財の指定又は解除</u> <u>(16)～(21)</u> 略 2・3 略

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第 4 条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年栃木県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(市町村が処理する事務の範囲) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務 _____ は、 _____ 同表の右欄に掲げるもの（ _____ ）市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員に係るものに限る。）とする。	(市町村が処理する事務の範囲) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務 <u>及び行為は、それぞれ同表の右欄に掲げるもの（同表 1 の項に掲げる事務にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員に係るものに限る。）とする。</u>

第 2 条の表 2 の項を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会規則第 8 号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

栃木県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 栃木県立鹿沼商工高等学校の項を次のように改める。

栃木県立鹿沼商工高等学校	鹿沼市花岡町180番地 1	全日制	男女	工業	情報科学	単位制
				商業	商業	
		定時制（夜間）	男女	普通	普通	

別表第 1 栃木県立足利清風高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利清風高等学校	足利市山下町2110番地	全日制	男女	普通	普通	
--------------	--------------	-----	----	----	----	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(高校教育課)

栃木県教育委員会規則第9号

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定時制通信教育手当の額) 第5条 条例第9条の4第2項の定時制通信教育手当の月額額は_____、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 _____（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 <u>その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額</u> ア <u>その者の属する職務の級が教育職給料表</u> <u>(1)の1級である職員 22,000円</u> イ <u>その者の属する職務の級が教育職給料表</u> <u>(1)の2級又は特2級である職員 32,000円</u> ウ <u>その者の属する職務の級が教育職給料表</u>	(定時制通信教育手当の額) 第5条 条例第9条の4第2項の定時制通信教育手当の月額額は、<u>その者の属する職務の級に応じ、</u>次の各号に掲げる _____額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員 _____」という。））、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 (1) <u>その者の属する職務の級が教育職給料表(1)の1級である職員 22,000円</u> (2) <u>その者の属する職務の級が教育職給料表(1)の2級又は特2級である職員 32,000円</u> (3) <u>その者の属する職務の級が教育職給料表(1)の3級である職員 28,000円</u> (4) <u>その者の属する職務の級が教育職給料表(1)</u>

(1) の 3 級である職員 28,000円

エ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 4 級である職員 29,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 1 級である職員 19,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 2 級又は特 2 級である職員 22,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 3 級である職員 21,000円

エ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 4 級である職員 25,000円

(産業教育手当の額)

第 8 条 条例第 9 条の 5 第 2 項の産業教育手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 1 級である職員 22,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 2 級又は特 2 級である職員 32,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 3 級である職員 28,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 1 級である職員 19,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 2 級又は特 2 級である職員 22,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1) の 3 級である職員 21,000円

2 条例第 9 条の 4 の規定により、定時制通信教育手当の支給を受ける者の産業教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

の 4 級である職員 29,000円

(産業教育手当の額)

第 8 条 条例第 9 条の 5 第 2 項の産業教育手当の月額は、その者の属する職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) その者の属する職務の級が教育職給料表 (1) の 1 級である職員 22,000円

(2) その者の属する職務の級が教育職給料表 (1) の 2 級又は特 2 級である職員 32,000円

(3) その者の属する職務の級が教育職給料表 (1) の 3 級である職員 28,000円

2 条例第 9 条の 4 の規定により、定時制通信教育手当の支給を受ける者の産業教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その者の属する職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) その者の属する職務の級が教育職給料表 (1) の 4 級である職員 29,000円

る職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の1級である職員 11,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の2級又は特2級である職員 16,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の3級である職員 14,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の1級である職員 9,500円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の2級又は特2級である職員 11,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の3級である職員 10,500円

附 則

1・2 略

(条例附則第20項の規定の適用を受ける職員の定時制通信教育手当及び産業教育手当の額)

3 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第5条及び第8条の規定の適用については、当分の間、第5条第1号、第8条第1項第1号及び同条第2項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

の1級である職員 11,000円

(2) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)

の2級又は特2級である職員 16,000円

(3) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)

の3級である職員 14,000円

附 則

1・2 略

(経過措置)

3 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料を支給される職員に関する第8条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料の額との合計額」とする。

(事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正)

第2条 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料の特別調整額の支給額)	(給料の特別調整額の支給額)
第2条 略	第2条 略
<u>2 条例第8条の2の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u>	2 条例第8条の2の教育委員会規則で定める額は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項の
(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項の	（以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に学

規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第4の給料の特別調整額欄に定める額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附 則

1 略

2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第4の給料の特別調整額欄に定める額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

附 則

① 略

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年栃木県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（義務教育等教員特別手当の月額） 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員	（義務教育等教員特別手当の月額） 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>以下「法」という。</u> ）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2

、
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 条例第9条の6第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（定年前再任用短時間勤務職員

にあっては、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

(2)～(5) 略

附 則

1 略

2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 条例第9条の6第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

(2)～(5) 略

附 則

① 略

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第4条 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 職員（次項各号に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、 <u>調整基本額</u>	2 職員 の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額 ^{（1）} の100分の4.5を超えるときは、給料月額 ^{（1）} の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務

	員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） <u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u> を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額 ^{（1）} の100分の25を超えるときは、給料月額 ^{（1）} の100分の25に相当する額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
とする。	
3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。	3 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額 ^{（1）} の100分の25」とあるのは、「給料月額と栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。
（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	
（2） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	
（3） 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員 勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	
4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲	

げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

附 則

1 略

2 栃木県公立学校職員給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2

調整基本額表

ア～エ 略

オ 技術職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
略	
4 級	略
5 級	10,400円

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表

ア 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,000円

附 則

① 略

別表第2

調整基本額表

ア～エ 略

オ 技術職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
略	
4 級	略

2 級	8,200円
特 2 級	9,100円
3 級	10,200円
4 級	12,500円

イ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特 2 級	8,900円
3 級	10,000円
4 級	12,200円

ウ 事務職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円

エ 技術職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円

オ 技術職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円

(教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 5 条 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 年栃木県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（加算を受ける教育職員及び加算割合） 第 4 条 略 2 略 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定</u> _____により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員で加算を受ける職員及び当該職員の加算割合については、教育委員会が人事委員会	（加算を受ける教育職員及び加算割合） 第 4 条 略 2 略 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員で加算を受ける職員及び当該職員の加算割合については、教育委員会が人事委員会</u>

と協議して別に定める。

と協議して別に定める。

(栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年栃木県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第11条の2第3項第1号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u> ア <u>校長の職にある職員 6,000円</u> イ <u>任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 6,000円</u> ウ <u>教頭又は事務長の職にある職員 4,000円</u> (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u> ア <u>校長の職にある職員 5,000円</u> イ <u>教頭又は事務長の職にある職員 3,000円</u> 2 略 3 条例第11条の2第3項第2号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u> ア <u>校長の職にある職員 3,000円</u> イ <u>任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 3,000円</u> ウ <u>教頭又は事務長の職にある職員 2,000円</u> (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u> ア <u>校長の職にある職員 2,500円</u> イ <u>教頭又は事務長の職にある職員 1,500円</u> 4 略 附 則 1 略 2 <u>条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第3項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切</u>	(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第11条の2第3項第1号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>校長の職にある職員 6,000円</u> (2) <u>任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 6,000円</u> (3) <u>教頭又は事務長の職にある職員 4,000円</u> 2 略 3 条例第11条の2第3項第2号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>校長の職にある職員 3,000円</u> (2) <u>任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 3,000円</u> (3) <u>教頭又は事務長の職にある職員 2,000円</u> 4 略 附 則 ① 略

り上げた額)』とする。

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第 7 条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 7 年栃木県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(超過勤務を命ずる際の考慮) 第 4 条の 6 略 2 任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（条例第 2 条第 3 項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）及び特定業務任期付短時間勤務職員等（同条第 4 項に規定する特定業務任期付短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間（条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 (年次休暇の日数) 第 7 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20 日に斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155 時間に条例第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数 第 7 条の 2 条例第 11 条第 1 項第 2 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただ	(超過勤務を命ずる際の考慮) 第 4 条の 6 略 2 任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第 2 条第 3 項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）及び特定業務任期付短時間勤務職員等（同条第 4 項に規定する特定業務任期付短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間（条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 (年次休暇の日数) 第 7 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20 日に斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155 時間に条例第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数 第 7 条の 2 条例第 11 条第 1 項第 2 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただ

し、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年度において、国家公務員等（条例第11条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であって引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に取得した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員

又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2・3 略

4 条例第11条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数

5・6 略

第7条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次

し、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年度において、国家公務員等（条例第11条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であって引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に取得した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2・3 略

4 条例第11条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 略

(2) 再任用職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数

5・6 略

第7条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次

休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、定年前提任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、定年前提任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

2 略

2 略

(教職調整額の支給に関する規則の一部改正)

第8条 教職調整額の支給に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定年前再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算） 第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 ____、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。	（再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算） 第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。

(栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第6条 略 2・3 略 4 条例第11条の5第2項の規定により年間の勤務時間を算定する場合には、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から当該年度における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間等条例第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 ____、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、	（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第6条 略 2・3 略 4 条例第11条の5第2項の規定により年間の勤務時間を算定する場合には、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から当該年度における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間等条例第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、

7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間) を乗じて得た時間を減ずるものとする。

7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間) を乗じて得た時間を減ずるものとする。

(栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額に端数計算に関する規則の一部改正)

第10条 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額に端数計算に関する規則（平成13年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>栃木県公立学校における定年前提任用短時間勤務職員等の給料月額に端数計算に関する規則</u> 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員 _____ 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）第7条第11項 (2)～(4) 略 附 則 1 略 2 <u>育児休業条例附則第5条の規定により読み替えられた給与条例附則第20項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等（第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</u>	<u>栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額に端数計算に関する規則</u> 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）第7条の2 (2)～(4) 略 附 則 ① 略

(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第11条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(超過勤務手当に相当する報酬) 第5条 第1号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、定年前提任用短時間勤務職員（学校職員給与条例第7条第11項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）の例による。ただし、勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの報酬の額は、第26条の規定によ	(超過勤務手当に相当する報酬) 第5条 第1号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、再任用短時間勤務職員 _____（学校職員給与条例第7条の2に規定する再任用短時間勤務職員 _____をいう。）の例による。ただし、勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの報酬の額は、第26条の規定によ

り算出した額とするものとする。

(定時制通信教育手当)

第21条 略

- 2 定時制通信教育手当の額は、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第21号。次条において「へき地手当等支給規則」という。）第5条第1号アに掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(産業教育手当)

第22条 略

- 2 産業教育手当の額は、へき地手当等支給規則第8条第1項第1号アに掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

り算出した額とするものとする。

(定時制通信教育手当)

第21条 略

- 2 定時制通信教育手当の額は、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第21号。次条において「へき地手当等支給規則」という。）第5条第1号に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(産業教育手当)

第22条 略

- 2 産業教育手当の額は、へき地手当等支給規則第8条第1項第1号に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条** この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条** 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第1条の規定による改正後の栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則第5条及び第8条の規定を適用する。

(事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第3条** 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2条の規定による改正後の事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「別表第3」とあるのは、「別表第4」とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則第2条第2項の規定を適用する。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第4条** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第2条の規定を適用する。

- 2 暫定再任用職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第2条第1号、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

(栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第5条** 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「新調整額規則」という。）第4項の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、新調整額規則第3項及び第4項の規定を適用する。

第6条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）第8条の規定により給料の調整を行う職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号。以下「定年条例」という。）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）をいう。以下同じ。）第3条に規定する年齢（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。）に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新調整額規則及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新調整額規則第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に旧給与条例（職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号。以下「一部改正等条例」という。）第2条の規定による改正前の給与条例をいう。以下同じ。）及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第4条の規定による改正前の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第4条の規定による改正前の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第7条 暫定再任用職員は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第5条の規定による改正後の教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第4条第3項の規定を適用する。

（栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第8条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第2条第1項及び第3項の規定を適用する。

（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第9条 暫定再任用短時間勤務職員は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第4条の6第2項、第7条、第7条の2第1項第1号

- 及び第 7 条の 3 第 1 項の規定を適用する。
- 2 暫定再任用職員は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 7 条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 4 項の規定を適用する。
- (教職調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第10条** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 8 条の規定による改正後の教職調整額の支給に関する規則第 2 条の規定を適用する。
- (栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第11条** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 9 条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則第 6 条第 4 項の規定を適用する。
- (地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)
- 第12条** 一部改正等条例附則第 3 条第 3 項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- (暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
- 第13条** 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
- (1) 暫定再任用短時間勤務職員 一部改正等条例附則第 3 条第 4 項
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 一部改正等条例附則第 3 条第 3 項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた一部改正等条例附則第 3 条第 2 項
- (雑則)
- 第14条** 附則第 2 条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める。

栃木県教育委員会規則第10号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

栃木県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1			別表第 1		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
特別支援学校	教育職員のうち、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）並びに教育職員以外の職員のうち、学校司書及び学校栄養士並びに学校看護師（教育委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。）	略	特別支援学校	教育職員のうち、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）並びに教育職員以外の職員のうち、学校司書及び学校栄養士	略

略

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略		略	
日光市立足尾小学校	略	日光市立足尾小学校	略
略		<u>日光市立栗山小学校</u>	<u>日光市日蔭570</u>
略		略	
日光市立足尾中学校	略	日光市立足尾中学校	略
略		<u>日光市立栗山中学校</u>	<u>日光市日蔭570</u>
略		略	

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇)	(特別休暇)
第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。	第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において <u>10日</u>	(6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において <u>5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）</u> の範囲内の期間
(7)～(18) 略	(7)～(18) 略
2・3 略	2・3 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第13号

栃木県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 栃木県文化財保護条例施行規則（昭和38年栃木県教育委員会規則第16号）
- (2) 栃木県立美術館管理規則（昭和47年栃木県教育委員会規則第9号）
- (3) 栃木県文化財保護審議会規則（昭和51年栃木県教育委員会規則第7号）
- (4) 栃木県立博物館管理規則（昭和57年栃木県教育委員会規則第1号）
- (5) 栃木県埋蔵文化財センター管理規則（平成3年栃木県教育委員会規則第2号）
- (6) 栃木県銃砲刀剣類登録審査委員規則（平成12年栃木県教育委員会規則第9号）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第1号

事務局
学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第1条 職員の勤務時間に関する規程（昭和31年栃木県教育委員会訓令第461号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
職 員	1 週間 の勤務 時 間	週 休 日	勤務時間等			職 員	1 週間 の勤務 時 間	週 休 日	勤務時間等		
			区 分	勤務 時間	休憩時間				区 分	勤務 時間	休憩時間
略						略					
総合教育セ ンターに勤 務する職員 （生涯学習 部の職員に 限る。） <u>及 び</u> 図 書 館 _____ に勤務する 職員	略	略	略	略	略	総合教育セ ンターに勤 務する職員 （生涯学習 部の職員に 限る。） <u>並 びに</u> 図 書 館、美術館 <u>及び博物館</u> に勤務する 職員	略	略	略	略	
略						略					

（栃木県教育委員会公印規程の一部改正）

第2条 栃木県教育委員会公印規程（昭和51年栃木県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(公印の作成)						(公印の作成)					
第 3 条 公印管理者は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、 <u>教育政策課長</u> に合議の上、教育長の承認を受けなければならない。						第 3 条 公印管理者は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、 <u>総務課長</u> に合議の上、教育長の承認を受けなければならない。					
(公印台帳)						(公印台帳)					
第13条 <u>教育政策課長</u> は、公印台帳（別記様式第 3 号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。						第13条 <u>総務課長</u> は、公印台帳（別記様式第 3 号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。					
2 公印管理者は、第 3 条の規定により公印を新調し、又は改刻したときは、公印台帳の用紙に当該公印を押印し、必要事項を記入して、速やかに <u>教育政策課長</u> に送付しなければならない。						2 公印管理者は、第 3 条の規定により公印を新調し、又は改刻したときは、公印台帳の用紙に当該公印を押印し、必要事項を記入して、速やかに <u>総務課長</u> に送付しなければならない。					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	使用 範囲	公印管 理 者	名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	使用 範囲	公印管 理 者
栃木県教育委員会印	(ア)	てん書	方 35	一般文書用	<u>教育政策課長</u>	栃木県教育委員会印	(ア)	てん書	方 35	一般文書用	<u>総務課長</u>
略						略					
同	(ア)	同	方 20	栃木県立少年自然の家利用券押印	同	同	(ア)	同	方 20	栃木県立少年自然の家利用券押印	同
同	(ア)	同	方 25			同	(ア)	同	方 25	<u>銃砲刀剣類登録証</u>	<u>文化財課長</u>
同	(イ)	同	縦横 20 10			同	(イ)	同	縦横 20 10	同	同
略						略					
同	(ア)	同	方 20			同	(ア)	同	方 20	<u>撮影等許可用</u>	<u>博物館長</u>
栃木県教育委員会教育長之印	(ウ)	同	方 28	一般文書用	<u>教育政策課長</u>	栃木県教育委員会教育長之印	(ウ)	同	方 28	一般文書用	<u>総務課長</u>
略						略					
						栃木県立美術館長之印	(シ)	同	方 20	同	<u>美術館長</u>
						栃木県立博物館長之印	(ス)	同	方 20	同	<u>博物館長</u>

栃木県 立文書 館長之 印	(シ)	同	方 20	同	文書館 長	印	栃木県 立文書 館長之 印	(セ)	同	方 20	同	文書館 長
------------------------	-----	---	------	---	----------	---	------------------------	-----	---	------	---	----------

別表第 2 中(シ)及び(ス)を削り、(セ)を(シ)とする。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第 2 号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

栃木県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(親展文書の取扱い)			(親展文書の取扱い)		
第11条 教育長又は教育次長あての親展文書で、教育長又は教育次長自ら処理するもの以外のものについては、 <u>教育政策課長</u> は、当該文書を主管課長に回付しなければならない。			第11条 教育長又は教育次長あての親展文書で、教育長又は教育次長自ら処理するもの以外のものについては、 <u>総務課長</u> は、当該文書を主管課長に回付しなければならない。		
2・3 略			2・3 略		
(文書等の記号及び番号)			(文書等の記号及び番号)		
第12条 施行する文書等には、次の表に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。			第12条 施行する文書等には、次の表に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。		
区分	記 号	番 号	区分	記 号	番 号
規則		教育政策課長が備える規則等番号簿による毎年 1 月 1 日に第 1 号から始まる一連の番号	規則		総務課長が備える規則等番号簿による毎年 1 月 1 日に第 1 号から始まる一連の番号
告示			告示		
訓令			訓令		
訓 達	栃木県教育委員会達の次に文書記号表（別表第 2）に定める記号	教育政策課長が備える令達番号簿による毎年 4 月 1 日に第 1 号から始まる一連の番号	訓 達	栃木県教育委員会達の次に文書記号表（別表第 2）に定める記号	総務課長が備える令達番号簿による毎年 4 月 1 日に第 1 号から始まる一連の番号
略			略		
2 略			2 略		
(新採用関係書類の提出)			(新採用関係書類の提出)		
第17条 新たに職員となった者は、新採用関係書類提出票（別記様式第 1 号）に関係書類を添えて、採用の日から15日以内に所属長を経て <u>教育政策課長</u> に提出しなければならない。			第17条 新たに職員となった者は、新採用関係書類提出票（別記様式第 1 号）に関係書類を添えて、採用の日から15日以内に所属長を経て <u>総務課長</u> に提出しなければならない。		

(退職関係書類の提出)

第18条 退職等により、職員でなくなった者は、退職関係書類提出票（別記様式第2号）に関係書類等を添えて、速やかに所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

(履歴事項異動届)

第19条 職員は、氏名、本籍（都道府県に変更があった場合に限る。）、学歴、免許及び資格に異動があったとき又は訂正の必要が生じたときは、速やかに履歴事項異動（訂正）届（別記様式第3号）により所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

(休暇)

第28条 職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条の休暇を取得しようとするときは、あらかじめ休暇簿（別記様式第9号から別記様式第13号まで）を所属長に提出しなければならない。ただし、所属長の30日以上の上病休暇を受ける場合にあっては教育政策課長に、所長の3日以上30日未満の休暇を受ける場合にあっては主管課長に休暇願届書（別記様式第14号）を提出するものとする。

2・3 略

(休職及び復職)

第31条 職員は、心身の故障のため又は研究所その他これに準ずる施設において職務に関連する事項の調査、研究等に従事するため休職しようとするときは休職願（別記様式第18号）を、当該休職の事由がやんで復職しようとするときは復職願（別記様式第19号）を、休職又は復職しようとする日前10日までに所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

(営利企業等従事許可)

第33条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、別に定めるもののほか、営利企業等従事許可申請書（別記様式第22号）により、所属長の意見を具して教育政策課長に提出しなければならない。

(専従許可等)

第34条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けようとするときは、あらかじめ専従許可申請書（別記様式第23号）を、所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

2 専従許可を受けた職員は、地方公務員法第55条の2第4項に規定する事由が生じた場合には、そ

(退職関係書類の提出)

第18条 退職等により、職員でなくなった者は、退職関係書類提出票（別記様式第2号）に関係書類等を添えて、速やかに所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

(履歴事項異動届)

第19条 職員は、氏名、本籍（都道府県に変更があった場合に限る。）、学歴、免許及び資格に異動があったとき又は訂正の必要が生じたときは、速やかに履歴事項異動（訂正）届（別記様式第3号）により所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

(休暇)

第28条 職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条の休暇を取得しようとするときは、あらかじめ休暇簿（別記様式第9号から別記様式第13号まで）を所属長に提出しなければならない。ただし、所属長の30日以上の上病休暇を受ける場合にあっては総務課長に、所長の3日以上30日未満の休暇を受ける場合にあっては主管課長に休暇願届書（別記様式第14号）を提出するものとする。

2・3 略

(休職及び復職)

第31条 職員は、心身の故障のため又は研究所その他これに準ずる施設において職務に関連する事項の調査、研究等に従事するため休職しようとするときは休職願（別記様式第18号）を、当該休職の事由がやんで復職しようとするときは復職願（別記様式第19号）を、休職又は復職しようとする日前10日までに所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

(営利企業等従事許可)

第33条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、別に定めるもののほか、営利企業等従事許可申請書（別記様式第22号）により、所属長の意見を具して総務課長に提出しなければならない。

(専従許可等)

第34条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けようとするときは、あらかじめ専従許可申請書（別記様式第23号）を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

2 専従許可を受けた職員は、地方公務員法第55条の2第4項に規定する事由が生じた場合には、そ

の旨を所属長を経て教育政策課長に書面で届け出るものとする。

(育児休業承認等)

第35条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により職員が育児休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の1月（当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間）前までに、育児休業承認請求書（別記様式第24号）を所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

2 略

3 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、養育状況変更届（別記様式第25号）により、遅滞なく、その旨を所属長を経て教育政策課長に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(育児短時間勤務承認等)

第35条の2 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により職員が育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、育児短時間勤務承認請求書（別記様式第25号の2）を所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。この場合において、同条例第11条第6号の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、育児短時間勤務計画書（別記様式第25号の3）を併せて提出しなければならない。

2・3 略

(部分休業承認等)

第36条 略

2・3 略

4 システム利用所属職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業承認請求書（別記様式第26号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第2項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第27号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第25号）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を

の旨を所属長を経て総務課長に書面で届け出るものとする。

(育児休業承認等)

第35条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により職員が育児休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の1月（当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間）前までに、育児休業承認請求書（別記様式第24号）を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

2 略

3 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、養育状況変更届（別記様式第25号）により、遅滞なく、その旨を所属長を経て総務課長に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(育児短時間勤務承認等)

第35条の2 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により職員が育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、育児短時間勤務承認請求書（別記様式第25号の2）を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。この場合において、同条例第11条第6号の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、育児短時間勤務計画書（別記様式第25号の3）を併せて提出しなければならない。

2・3 略

(部分休業承認等)

第36条 略

2・3 略

4 システム利用所属職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業承認請求書（別記様式第26号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第2項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第27号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第25号）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を

経て教育政策課長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。

(自己啓発等休業承認等)

第36条の4 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年栃木県条例第58号)第2条の規定により職員が自己啓発等休業の承認を申請するときは、その休業を始めようとする日の属する年度の前年度の9月末日までに、自己啓発等休業承認申請書(別記様式第27号の7)を所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員が職員の自己啓発等休業に関する条例第6条の規定により自己啓発等休業の期間の延長を申請するときは、当該自己啓発等休業の期間の末日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

3 自己啓発等休業をしている職員は、次に掲げる場合には、自己啓発等休業状況変更届(別記様式第27号の8)により、遅滞なく、その旨を所属長を経て教育政策課長に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(配偶者同行休業承認等)

第36条の5 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年栃木県条例第35号)第2条の規定により職員が配偶者同行休業の承認を申請するときは、その休業を始めようとする日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書(別記様式第27号の9)を所属長を経て教育政策課長に提出しなければならない。

2 略

3 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業状況変更届(別記様式第27号の10)により、遅滞なく、その旨を所属長を経て教育政策課長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(勤務状況報告)

第38条 所属長(総合庶務事務システムを使用することができる所属の所属長を除く。)は、毎年4月15日までにその前年度の職員の勤務状況について勤務状況報告書(別記様式第29号)を作成し、教育政策課長に提出しなければならない。

2 略

(傷病休暇承認状況報告)

第39条 所属長は、職員が30日以上の上病休暇の承認を受けたときは、毎月その職員の傷病休暇承認状況書(別記様式第31号)を作成し、翌月の10日までに教育政策課長に提出しなければならない。

経て総務課長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。

(自己啓発等休業承認等)

第36条の4 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年栃木県条例第58号)第2条の規定により職員が自己啓発等休業の承認を申請するときは、その休業を始めようとする日の属する年度の前年度の9月末日までに、自己啓発等休業承認申請書(別記様式第27号の7)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員が職員の自己啓発等休業に関する条例第6条の規定により自己啓発等休業の期間の延長を申請するときは、当該自己啓発等休業の期間の末日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

3 自己啓発等休業をしている職員は、次に掲げる場合には、自己啓発等休業状況変更届(別記様式第27号の8)により、遅滞なく、その旨を所属長を経て総務課長に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(配偶者同行休業承認等)

第36条の5 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年栃木県条例第35号)第2条の規定により職員が配偶者同行休業の承認を申請するときは、その休業を始めようとする日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書(別記様式第27号の9)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

2 略

3 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業状況変更届(別記様式第27号の10)により、遅滞なく、その旨を所属長を経て総務課長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(勤務状況報告)

第38条 所属長(総合庶務事務システムを使用することができる所属の所属長を除く。)は、毎年4月15日までにその前年度の職員の勤務状況について勤務状況報告書(別記様式第29号)を作成し、総務課長に提出しなければならない。

2 略

(傷病休暇承認状況報告)

第39条 所属長は、職員が30日以上の上病休暇の承認を受けたときは、毎月その職員の傷病休暇承認状況書(別記様式第31号)を作成し、翌月の10日までに総務課長に提出しなければならない。

(退職)

第45条 職員は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前10日までに退職願（別記様式第35号）を所属長を経由して教育政策課長に提出しなければならない。

(事故等の報告)

第46条 略

2 所属長は、職員が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第36号）により教育政策課長を経て教育長に報告しなければならない。

3 所属長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその状況を事故報告書等により教育政策課長を経て教育長に報告しなければならない。

(1)～(3) 略

別表第1（第5条関係）

1 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項

(1) 略

(2) 特定専決事項

教育政策課関係

教育次長 専決事項	参事 専決 事項	<u>教 育 政 策 課 長</u> <u>専 決 事 項</u>	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項
略				

施設課関係 略

学校安全課関係

教育次長専決 事 項	学 校 安 全 課 長 専 決 事 項	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項

(退職)

第45条 職員は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前10日までに退職願（別記様式第35号）を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

(事故等の報告)

第46条 略

2 所属長は、職員が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第36号）により総務課長を経て教育長に報告しなければならない。

3 所属長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその状況を事故報告書等により総務課長を経て教育長に報告しなければならない。

(1)～(3) 略

別表第1（第5条関係）

1 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項

(1) 略

(2) 特定専決事項

総務課関係

教育次長 専決事項	参事 専決 事項	<u>総 務 課 長 専 決</u> <u>事 項</u>	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項
略				

施設課関係 略

学校安全課関係

教育次長専決 事 項	学 校 安 全 課 長 専 決 事 項	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項
	1 <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による医療費の援助</u> 2 <u>学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第9条第1項の規定による要保護者に準ずる程度に困窮している者</u>		

	<u>1～6</u> 略		
--	--------------	--	--

義務教育課関係・高校教育課関係 略
特別支援教育課関係

教育次長専決 事 項	特別支援教育課 長 専 決 事 項	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項
	<u>1～4</u> 略 <u>5</u> <u>学校保健安 全法（昭和33 年法律第56 号）第24条の 規定による医 療費の援助</u> <u>6</u> <u>学校保健安 全法施行令 （昭和33年政 令第174号） 第9条第1項 の規定による 要保護者に準 ずる程度に困 窮している者 の認定</u>		

生涯学習課関係

教育次長専決 事 項	生涯学習課長 専 決 事 項	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項
	<u>1～3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> <u>県立みかも 自然の家の特 時休所の承認</u> <u>6</u> <u>県立図書館 の臨時休館及 び利用時間の 変更の承認</u> <u>7</u> 略		

健康体育課関係

教育次長専決	健康体育課長	総括	リー
--------	--------	----	----

	<u>の認定</u> <u>3～8</u> 略		
--	----------------------------	--	--

義務教育課関係・高校教育課関係 略
特別支援教育室関係

教育次長専決 事 項	特別支援教育室 長 専 決 事 項	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項
	<u>1～4</u> 略		

生涯学習課関係

教育次長専決 事 項	生涯学習課長 専 決 事 項	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダー 専決 事項
	<u>1～3</u> 略 <u>4</u> <u>県立とちぎ 海浜自然の家 の利用時間の 変更の承認</u> <u>5</u> 略 <u>6</u> 県立図書館 の臨時休館―― ――の承認 <u>7</u> <u>県立図書館 の利用時間の 変更の承認</u> <u>8</u> 略		

スポーツ振興課関係

教育次長専決	スポーツ振興課	総括	リー
--------	---------	----	----

事	項	専 決 事 項	課長 補佐 専決 事項	ダ－ 専決 事項
略				

事	項	長 専 決 事 項	課長 補佐 専決 事項	ダ－ 専決 事項
略				
文化財課関係				
教育次長専決 事	項	文 化 財 課 長 専 決 事 項	総括 課長 補佐 専決 事項	リー ダ－ 専決 事項
		1 文化財の指定書の交付 2 無形文化財の保持団体、無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の保存団体又は県選定保存技術の保持者の認定書の交付 3 公開のため出品された文化財の管理 4 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第187条第1項の規定による重要文化財等の管理等 5 重要文化財等の保存のための調査 6 指定しようとする文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の所有者又は占有者の同意の請求 7 文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の現状又は管理若しくは修理の状況調査		

- | | | |
|---|--|--|
| 8 有形文化財及び有形民俗文化財の所在の場所変更の届出の処理 | | |
| 9 有形民俗文化財の現状変更等の届出の処理 | | |
| 10 有形文化財及び記念物の現状変更等の許可 | | |
| 11 埋蔵文化財の発掘の届出等の処理 | | |
| 12 埋蔵物の文化財としての認定 | | |
| 13 火縄式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類（以下「銃砲刀剣類」という。）の登録審査会の開催 | | |
| 14 銃砲刀剣類の登録 | | |
| 15 刀剣類の製作の承認 | | |
| 16 栃木県埋蔵文化財センターにおいて保管する資料の貸出しの承認 | | |
| 17 公共用財産（杉並木保護用地に限る。）の登記の嘱託 | | |

2 略

別表第 2（第12条関係）

文書記号表

課 所 名	記 号
教 育 政 策 課	教 政
略	
特 別 支 援 教 育 課	略
略	
健 康 体 育 課	健 体

2 略

別表第 2（第12条関係）

文書記号表

課 所 名	記 号
総 務 課	総
略	
特 別 支 援 教 育 室	略
略	
ス ポ ー ツ 振 興 課	ス ポ 振

略			
別記様式第 1 号 (第17条関係)			
略			
教 育 政 策 課 受 付		略	
略	略	略	略
別記様式第 2 号 (第18条関係)			
略			
教 育 政 策 課 受 付		略	
略	略	略	略

文	化	財	課	文	財
略					

別記様式第 1 号（第17条関係）					
略					

総 務 課 受 付			略		
略			略		略

別記様式第 2 号（第18条関係）					
略					

総 務 課 受 付			略		
略			略		略

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第 3 号

県立学校

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

栃木県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年栃木県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<u>（学校給食安全衛生担当者等）</u> 第 8 条の 2 <u>学校給食安全衛生担当者を指揮し、県立学校の給食調理場における安全衛生管理事項に係る業務を担当させるため、学校給食安全衛生推進者を置く。</u> <u>2 学校給食安全衛生推進者は、学校安全課長が安全衛生管理事項に係る業務を担当するため必要な能力を有すると認められる職員のうちから選任する。</u> <u>3 学校安全課長は、学校給食安全衛生推進者が欠けたとき又はやむを得ない理由によりその職務を行うことができなくなったときは、速やかに新たな学校給食安全衛生推進者を選任しなければならない。</u> <u>4 学校安全課長は、県立学校の給食調理場における安全及び衛生に関する事項について、関係職員の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。</u> <u>（学校給食安全衛生担当者）</u> 第 8 条の 3 <u>学校給食安全衛生推進者を補助するため、県立学校の給食調理場に学校給食安全衛生担当者を置く。</u>

(総括安全衛生委員会) 第11条 略 2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。 (1) 略 (2) <u>教育政策課長</u>、施設課長、学校安全課長及び 高校教育課長の職にある者 (3)～(5) 略 3・4 略	<u>2 第7条第2項から第4項までの規定は、学校給食安全衛生担当者の選任について準用する。この場合において、同項中「総括安全衛生管理者」とあるのは、「学校安全課長」と読み替えるものとする。</u> (総括安全衛生委員会) 第11条 略 2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。 (1) 略 (2) <u>総務課長</u>、施設課長、学校安全課長及び 高校教育課長の職にある者 (3)～(5) 略 3・4 略
--	---

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(総務課)